

## 上下水道料金の減免

### ◆上水道・下水道（能代地区、二ツ井・荷上場地区）

災害により被害を受けた方で、市が運営する上水道・下水道に加入されている方で復旧のための床洗浄などに使用する水量に相当する上下水道料金を減額します。被災者名簿により減額対象者の確認を行い減額します。

#### 内容

8月分料金（7月使用分）の従量料金の請求対象の水量を一律5m<sup>3</sup>減じます。

#### 対象

一般住宅（住宅に付帯する倉庫などを含む）および事業所などで床上・床下浸水で被害を受けた水道使用者

#### 問合せ

水道課 ☎52・5221

### ◆富根・仁鮎簡易水道

富根・仁鮎簡易水道に加入されている方で、災害により被害を受け、復旧のため床洗浄などに使用する水量相当の簡易水道料金を減額します。り災申請者名簿により減免対象者の確認を行い減額します。

#### 内容

8月分料金（7月使用分）の従量料金5m<sup>3</sup>相応分を一律減じます。

#### 対象

一般住宅（住宅に付帯する倉庫などを含む）および事業所などで床上・床下浸水で被害を受けた簡易水道使用者

#### 問合せ

地域局建設課 ☎73・5300

## 保育料の減免

災害により被害を受けた方の保育料を階層に応じて減免します。

○保育料がC1～C2階層の方

：保育料の全額を免除

○保育料がD1～D8階層の方

：保育料の2分の1の額を軽減

期間 被害を受けた日から1年以内

#### 対象

住宅が半壊以上（10分の2以上）の損害を受けた方

#### 問合せ

子育て支援課 ☎89・2946  
地域局市民福祉課 ☎73・5500

## 後期高齢者医療

### ◆後期高齢者医療保険料の減免

所得金額および損害の程度に応じて8分の1以上の減免が受けられます。

#### 対象

被保険者またはその属する世帯の世帯主が、災害により住宅・家財などの財産に中規模半壊（10分の3以上）の損害を受けた方

※保険金や損害賠償金等をあてても損害を補填することができない場合

#### 問合せ

市民保険課 ☎89・2159

## 電気料金の特別措置

### 内容

- ①電気料金の支払期日の延伸  
7～9月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長
- ②不使用月の電気料金の免除  
被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分からの6カ月間、電気料金（基本料金）を免除

対象 災害により被害を受けた方

問合せ 東北電力カスタマーセンター

☎0120-066-774

## NHK放送受信料の免除

内容 令和5年7月～8月の2カ月間の放送受信料を免除

対象 半壊または床上浸水以上の住家被害を受けた方

問合せ NHK受信料専用電話☎0570-077-077

## 電話使用料の支援措置

内容 支払期限の延長などの支援措置を受けることができる

対象 避難指示が発令された区域に住んでいる方

問合せ NTT東日本料金問合せ受付センター

☎0120-002-992

### ◆後期高齢者医療一部負担金の減免

地域局市民福祉課 ☎73・2114  
所得金額および損害の程度に応じて10分の5以上の減免が受けられます。

#### 対象

被保険者またはその属する世帯の世帯主が、災害により住宅・家財などの財産に中規模半壊（10分の3以上）の損害を受けた方

※保険金や損害賠償金などをあてても損害を補填することができない場合

#### 問合せ

市民保険課 ☎89・2159  
地域局市民福祉課 ☎73・2114

## 介護保険

### ◆介護保険料の減免

介護料の段階および損害の程度に応じて4分の1以上の減免が受けられます。

#### 対象

第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅・家財などの財産に半壊以上（10分の2以上）の損害を受けた方

※損害を受けた金額から保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額を控除した後の金額

#### 問合せ

長寿いきがい課 ☎89・2157  
地域局市民福祉課 ☎73・5500

◆介護保険サービス利用者負担額の減免

損害の程度に応じて2分の1以上の減免が受けられます。

対象  
介護保険サービス利用者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅・家財などの財産に半壊以上(10分の2以上)の損害を受けた方

※損害を受けた金額から保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額を控除した後の金額

問合せ

長寿いきがい課 ☎89・2157  
地域局市民福祉課 ☎73・5500

障がい者福祉

◆障がい福祉サービス利用者負担額の減免

損害の程度に応じて、2分の1以上の減免が受けられます。

対象

障がい福祉サービス利用者またはその属する世帯の生計を主として維持する方で、災害により住宅・家財などの財産に半壊以上(10分の2以上)の損害を受けた方

問合せ

福祉課 ☎89・2153  
地域局市民福祉課 ☎73・5500

農地・農業

◆農地・農業用施設災害復旧支援事業  
建設機械の借上、運搬に係る経費や資材の購入費の4分の3以内を補助(1カ所当たり上限30万円)します。

対象

災害により、耕作している農地、水路などに被害を受けた水利組合、自治会など

問合せ

農業振興課 ☎89・2183  
地域局環境産業課 ☎73・4500

社会福祉協議会の支援制度

◆災害緊急配分金(共同募金)

床上浸水などの被害を受けた1世帯に1万円が支給されます。

◆生活福祉資金(福祉費)の貸付

①住宅の補修等に必要経費

貸付限度額 250万円

貸付利率 年1・5%

据置期間 6月以内

償還期間 7年以内

対象

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯  
②災害を受けたことにより臨時に必要な経費

貸付限度額 150万円

貸付利率 年1・5%

据置期間 6月以内

償還期間 7年以内

対象

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯

〓いづれも

問合せ

市社会福祉協議会 ☎89・6000  
二ツ井総合福祉センター ☎73・3801

秋田県の支援制度

◆災害罹災者に対する見舞金

問合せ

県総合防災課被災者支援チーム ☎018・860・4504

※調査の実施や該当の有無については、市にお問い合わせください。

◆秋田県立高等学校授業料減免制度

問合せ 県教育庁高校教育課 ☎018・860・5161

および各県立高校

および各県立高校

◆秋田県高等学校等奨学金緊急採用(融資)

問合せ 公益財団法人秋田県育英会 ☎018・860・3552

育英会

◆個人事業税の減免制度

問合せ 県課税部課税第一課 ☎018・860・3338

◆不動産取得税の減免制度

問合せ 県課税部課税第三課 ☎018・860・3337

◆自動車税環境性能割の減免制度

問合せ 県課税部課税第三課 ☎018・860・3337

◆自動車税環境性能割の減免制度

問合せ 県課税部課税第三課 ☎018・860・3337

◆自動車税環境性能割の減免制度

問合せ 県課税部課税第三課 ☎018・860・3337

問合せ 課税部課税第四課 ☎018・860・3339

◆徴収の猶予

問合せ 総合県税事務所山本支所 ☎52・6201

◆秋田県住宅リフォーム推進事業

対象工事

・大雨に起因する被害箇所の原形復旧を目的とする工事

・補助対象工事が50万円以上

・補助額 補助対象工費の10%

最大8万円

問合せ

県山本地域振興局建築課 ☎52・6103

被災者の方々への義援金を受け付けています

今回の災害により多くの方々が、住居などに被害を受けました。この方々のために、市では義援金を受け付けています。

◆郵便振替

口座番号 00170-2-731967

能代市豪雨災害義援金

期間 11月30日(木)まで

※振替手数料は無料です。

◆現金書留

〒016-8501 能代市上町1番3号  
能代市役所 会計課

期間 10月31日(火)まで

※郵便料については現在申請中です。決まり次第、市ホームページでお知らせします。